

## 公募型プロポーザル募集に関する質問に対する回答（全7ページ）

公募案件名	京都市営保育所，青少年活動センター等23施設照明設備LED化簡易型ESCO事業
-------	---

NO.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
1		—		簡易型ESCO事業の趣旨について (京都市から、募集要項の内容を再掲するものです。)	<p>本事業は簡易型ESCO事業であり、提案に伴う事業者の負担を削減し、幅広い事業者の参加を可能とするため、現場ウォークスルー調査なしに事業提案を行えるよう、機器の参考数量等を提示しています。また、省エネルギー効果の計測・検証についても、本市がフォーマットを提示することで、電力使用量の実測なしに、机上計算により行うこととしています。</p> <p>公募時点で本市が提示している機器の種類・数量は提案及び審査用であり、最終的な種類・数量は、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定していただきます。契約額も同様に、現地調査及び詳細設計を基に確定しますので、提案額と契約額は異なります。</p>
2	募集要項	2	1	提案書資料作成のため、現地調査、ウォークスルー調査の実施をお願いできないでしょうか。	「募集要項 1 本事業の趣旨」のとおり、現場ウォークスルー調査は実施しません。
3	募集要項	2	2(3)	募集要項では合計 5,058 台の数量が挙がっておりますが、調査を行った結果、数量が増減になった場合の費用は、変更契約の対象という認識でよろしいでしょうか	変更契約ではなく「現地調査及び詳細設計を基に確定する当初契約」となります。
4	募集要項	2	2(5)	昨今の世情(コロナ感染・ウクライナ情勢等)により、いかんともしがたい理由で材料納品遅れ、施工者の不足が発生する可能性があります。その際には、両者による協議、ということでご対応いただけますでしょうか。	「募集要項 15 事業実施に関する事項 (3) 本市と事業者との責任分担 ア 基本的な考え」のとおり、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行い対応するものとします。
5	募集要項	2	2(7)	使用量、電気代の削減数値について明示いただいておりますが、調査の結果、灯数、器具、が変更となった場合については、この数値(＝ベースライン)については、変更いただける、ということよろしいでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7) エネルギー及び電気料金の削減量」に記載した削減量と削減額は、様式において必要事項を入力した際に満たすべき最低限の数値を示すものです。現地調査及び詳細設計後に、エネルギー削減量等を記載した実施計画書を作成していただきます。

6	募集要項	4	6	本事業に従事する事業役割責任者について、どのような資格を有しておれば宜しいでしょうか。	事業役割を担う構成員については、「募集要項 6 応募条件」を満たす必要があります。事業役割を担う構成員の責任者として任命する個人については、必要な資格要件はありません。
7	募集要項	12	10(4)	電気使用料金については、その時々によって料金に変動があるかと存じますが、その点については、ご考慮していただけますでしょうか。	電力単価の変動が影響しない方法で、本市が指定する算出方法に基づきエネルギー削減量を算出していただきます。
8	募集要項	14	11(2) エ, オ	様式第14号・15号についてはフォントサイズが10.5ポイントと指定されていますが、その他様式においては、フォントサイズの指定はございませんでしょうか。 また、字体の指定はなしでよろしいでしょうか。	その他の様式につきましては、フォントサイズ・書体の指定は行いませんが、本市が Word 又は Excel 形式でその他の様式を提示していることを鑑み、印刷時に明瞭に表示されるよう配慮してください。
9	募集要項	17	15(3)ア	提案が達成しないことによる損失については、原則として事業者が負担する。ただし・・・ということで記載いただいておりますが、この内容については、今後における「電力会社の値上げによる未達成」も含まれることとし、別途ご協議いただけることでよろしいでしょうか。	電力単価の変動が影響しない方法で、本市が指定する算出方法に基づきエネルギー削減量を算出していただきますので、御質問の場合は含みません。
10	様式第1号	—	—	既設電灯設備平面図の CAD データを頂くことは可能でしょうか。CAD データが頂けない場合、作成する施工図面は PDF などを流用することで宜しいでしょうか。	CADデータを有している一部の施設においては、CAD データの提供が可能です。CAD データがない施設については、PDFなどを流用し施工図面を作成してください。
11	照明器具・工事仕様書	1	1(9)	球交換でも可能な器具について記載いただいておりますが、電気代、CO <sub>2</sub> 排出量削減の観点から、球交換可能となっている器具以外のものについても球交換での対応は可能でしょうか。	事業提案の段階では、全ての器具について、球交換での対応は想定しないこととしてください。 詳細設計の段階であっても、当該項目で明記されていない照明器具を球交換のみで対応することは、原則できません。
12	照明器具・工事仕様書	1	1(9)	「ダウンライト等・・・容易に LED 化」できるものの種類別と数量別をお示しいただけますでしょうか。	No.1 の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。
13	照明器具・工事仕様書	1	1(10)	調光器を使用している場合は、調光対応とすること、と記載されておりますが、現時点で把握されている箇所がありましたら、ご教授ください。 また、既存調光システムの方法(コントローラー、リモート等)もご教授ください。	No.1 の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。

14	照明器具・工事仕様書	1	1(10)	「既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応すること」とありますが、無線調光を使用されている箇所がありましたら、お示しいただけますでしょうか。	No.1 の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。
15	募集要項	—	—	提案書提出時点においては、ステンレス器具、防雨・防湿・防塵器具を見込む必要はありますでしょうか。見込む場合は器具仕様と員数をご教授願います。	事業提案の段階では、見込む必要はありません。
16	照明器具・工事仕様書	2	2(1)カ	「埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。」とありますが、隙間が空く場合は、リニューアルプレートを取り付ける対応でよろしいでしょうか。また、リニューアルプレートを取り付ける場合の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	事業提案の段階では、リニューアルプレートによる対応は見込まないでください。 現地調査及び詳細設計の段階で、事業者において種類・数量を確定し、契約金額に反映することとしますが、使用箇所は最小限としてください。
17	照明器具・工事仕様書	2	2(1)コ	既設照明がステンレス製である場合は、仕様を同等とする、との記載がありますが、現時点でステンレス製が設置されている箇所がわかればご教授ください。	No.1 の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。
18	照明器具・工事仕様書	2	2(3)イ	「イ 誘導灯及び非常用照明器具について、LED 光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、誘導灯については、各施設により消防署へ非常用照明誘導灯で届出をされている、されていないケースが考えられます。届出の有無により、登録された器具を準備しないと考えますが、各施設の届出情報をお示しいただけないでしょうか。	提案の段階では現状の届出状況は考慮不要とし、本市が提示する数量等を基に提案を行ってください。 No.1 の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。 なお、届出情報については、詳細設計の段階で、可能な範囲で提示します。
19	照明器具・工事仕様書	2	2(3)イ,ウ	「イ 誘導灯及び非常用照明器具について、LED 光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、一方、「ウ 既存の専用型非常用照明器具については、引き続き使用するものとし、LED化は行わない。」とされております。 こちらは非常用照明器具(別置型)については、LED化はしないという認識でよろしいでしょうか。また、別置型については、取替対象数量に含まれているのでしょうか。 含まれておりましたら、どれくらいの数量かご教示願います。 なお、別置型でも取り換え対象である場合、別置型には、ACタイプとDCタイプがあると思いますので、どの箇所がACタイプかDCタイプかのお示しをしていただけないでしょうか。	専用型非常用照明(非常用照明として単独で設置されており、一般照明と一体の照明でないもの)の LED 化は行わないため、取換対象数量に含まれていません。 一般照明と非常用照明が一体となった照明器具は、取換対象数量に含まれます。 電源のタイプについては、事業者選定後、事業者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。

20	照明器具・ 工事仕様書	3	3(2)	設置作業に使用する材料はすべて新品とする、とのことですが、既設灯具の取替設置に必要な部材のことであり、灯具へ配線されている電力ケーブルについては、既設流用する、ということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	照明器具・ 工事仕様書	3	3(8)	作業時間についてご提示いただいておりますが、記載時間以外についての作業については協議により調整は可能と考えてよろしいでしょうか。例えば、夜間時間等での対応も可能かどうか、ご教授ください。	事業提案の段階では、「仕様書 3 工事仕様 (8)」に記載の目安に従い提案書を作成してください。 施工の段階では、協議可能と考えますが、原則、監督員及び施設管理者の指示に従ってください。
22	照明器具・ 工事仕様書	3	3(11)	大気汚染防止法の R4.4.1 付改正に伴い、天井穴あけ等の加工が生じる場合、建物の改修にあたることから、アスベスト事前調査と保健所への報告が施工者の義務であり、必要になるかと考えますが、アスベスト調査が不要と判断できる設計図書はありますでしょうか。また、アスベスト調査が伴う場合は、発注者様の協力が必要であり、工期延期とともに別途調査費用を考慮していただけますでしょうか。	対象の施設は古い施設であるため、天井に穴あけ加工が生じる場合は、すべてレベル 3 相当のアスベスト含有みなしとして施工していただく必要があり、提案の段階で、必要な費用を見込んでください。 届出等については、現地調査及び詳細設計の際に、築年数や建築図面などを基に調査し、関係各所へ提出していただく必要があります。 なお、事業提案の段階では、「天井穴あけ加工が発生する場合」とは、「非常灯一体型照明を専用型非常用照明に交換するために、新たに天井穴あけ加工が必要な場合」のみを想定してください。
23	照明器具・ 工事仕様書	3	3(11)	「アスベスト含有みなし(レベル3相当)として対応」との記載がありますが、全ての対象施設において、アスベスト含有調査をする必要はありますでしょうか。また、吹付石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、及び耐火被覆材にアスベストが含有と判断された場合、その除去等の届出対象特定工事は別途工事と理解して宜しいでしょうか。	対象の施設は古い施設であるため、天井に穴あけ加工が生じる場合は、すべてレベル 3 相当のアスベスト含有みなしとして施工していただく必要があり、提案の段階で、必要な費用を見込んでください。 届出等については、現地調査及び詳細設計の際に、築年数や建築図面などを基に調査し、関係各所へ提出していただく必要があります。 現地調査及び詳細設計において、レベル1、レベル2のアスベストが含有されていると判明した場合は、契約対象範囲を変更するなどしたうえで、本市が別途対応します。

24	照明器具・ 工事仕様書	3	3(12)	<p>「受注者で改修した蛍光灯照明器具の誤使用が懸念される場合には、判別できるシールを貼付すること。」とのことですが、取替工事予定の5,058台全てにシールを貼る必要はない、との認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>また、誤使用が懸念される場合とは具体的にどのような場合か、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>前段はお見込みのとおりです。</p> <p>また、「誤使用が懸念される場合」とは、「現地調査の結果やむを得ず、器具交換ではなく直管ランプの交換で LED 化した場合」を指します。</p> <p>(参考:「一般社団法人 日本照明工業会 ガイド 301:2021 既設の蛍光灯器具を AC 直結 G13 口金直管 LED 光源用に改造工事する場合の注意」)</p>
25	照明器具・ 工事仕様書	4	3(15)	<p>「絶縁測定」について、施工前に異常値が出た場合は、どのように対応すればよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>可能な限り現地調査時に異常を把握し、監督員と対応を協議のうえ、契約額に盛り込んだうえで施工に臨むものとします。</p>
26	照明器具・ 工事仕様書	5	7(1)	<p>「照明器具の保証期間は 5 年間とし、うち 2 年間については交換費用も受注者において負担するものとする。」とありますが、3 年目以降の交換費用は発注者様で負担するという認識でよろしいでしょうか。また「誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本事業の保証対象としない。」とありますが、この蓄電池取替に係る費用は発注者様負担でよろしかったでしょうか。</p>	<p>前段はお見込みのとおり、保証期間の 3 年目開始日から最終日までの間については、器具交換に伴う施工費用のみ本市が負担します。</p> <p>後段の蓄電池については事業者の保証対象としないため、照明器具本体の保証期間の始期から最終日までの間、一貫して本市が負担して交換します。</p>
27	照明器具・ 工事仕様書	—	—	<p>屋外灯のポールは流用とし、灯具のみの交換と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>様式第 13 号「4027 地中埋込型 LED ローポールライト 防雨型/地上高 940~1010mm 白熱電球 25~60 形 1 灯器具相当 ※リニューアルポールを含む」については、流用できません。</p> <p>その他の屋外灯については、流用可能です。</p>
28	様式第 13 号	—	No.4021	<p>使用照明器具提案書のNo. 4021の使用する照明器具(代表的なもの)に記載の仕様について確認をお願いします。</p> <p>マルチハロゲン灯250形1灯器具相当(CDM-T150形1灯器具相当)は一般的に9,000lm前後の器具になりますが、20,000lm以上と記載があります。</p> <p>金額に大きな差がある為、マルチハロゲン灯250形1灯器具相当または20,000lm以上のどちらの仕様で選定すればよろしいでしょうか。</p>	<p>20,000lm以上の器具を選定してください。</p> <p>現状の器具によらず、必要な光束を確保することが目的です。</p>

29	様式第 13 号	—	No.4028	<p>使用照明器具提案書のNo. 4028の使用する照明器具(代表的なもの)に記載の仕様について確認をお願いします。明光色の色温度は5500Kになりますが、昼白色5000Kで選定しても問題ありませんでしょうか。</p>	<p>「4028 電力柱取付型 LED(昼白色) 防犯灯 明光色・ASA 樹脂製 防まつ型・明るさセンサなし パネル付型 直管形 蛍光灯 FL20 形 1 灯器具相当/水銀灯 HF40 形 1 灯器具相当」については記載が曖昧であったため、昼白色又は明光色のどちらの提案も受け付けることとします。</p>
30	照明器具 現状調査票	—	—	<p>大空間①～②の器具仕様、及び屋外灯①～⑥の器具仕様をご教授願います。</p>	<p>照明器具現状調査票に記載の器具の仕様は、様式第 13 号のとおりです。</p>
31	照明器具 現状調査票	—	—	<p>屋外灯については、①②⑤⑥については、どのような器具(ワット数等)なのかご教授下さい。また、屋外設置灯については、防雨防水型が必要かもご教授ください。</p>	<p>照明器具現状調査票に記載の器具の仕様は、様式第 13 号のとおりです。</p>
32	様式第5号	—	注3	<p>様式第 5 号(1 および 2)「企業状況表」に、「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業」の可否を記載する項目があります。</p> <p>当該項目の趣旨を鑑みるに、中小企業基本法以外の法令等、例えば中小企業等協同組合法、に基づく法人が本事業に応募する場合、中小企業の区分に該当すると認めることが当然であると考えられます。</p> <p>中小企業基本法以外の法令等によって中小企業に区分される事業者等につき、令和 3 度実施の区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業(その 2)においては、下記のように対応されていましたが、今回も同様に対応されると考えてよいでしょうか。</p> <p>令和3年「京都市区役所総合庁舎照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業(その2)」における、様式第5号「企業状況表」の注釈を以下に引用します。</p> <p>(注)3 「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業」には、「該当する」又は「該当しない」と記載すること。当該する場合は、中小企業基本法第2条第1項の該当する号数を記載すること。なお、中小企業基本法を除くその他政令による中小企業に該当する場合は、該当する政令等を下記括弧内に記載すること。( )</p>	<p>中小企業基本法以外のその他政令による中小企業に該当する場合は、中小企業と認めます。</p> <p>よって、当該箇所を次のとおり修正いたします。</p> <p>(訂正前)「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業」には、「該当する」又は「該当しない」と記載すること。当該する場合は、中小企業基本法第2条第1項の該当する号数を記載すること。</p> <p>(訂正後)「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業」には、「該当する」又は「該当しない」と記載すること。該当する場合は、中小企業基本法第2条第1項の該当する号数を記載すること。なお、中小企業基本法を除くその他政令による中小企業に該当する場合は、該当する政令等を下記括弧内に記載すること。</p> <p>( )</p>

33	—	—	—	<p>令和4年4月1日付けにて会社名称、及び代表者が変更となりましたが、貴市への変更届の提出・受理が本事業の参加表明書及び資格確認書類の受付期間と重複する見込みとなっております。参加表明時に提出する際に「旧社名(旧代表者)」と「新社名(現代表者)」のどちらで参加表明書類を提出すべきかご教授願います。</p>	<p>旧社名と新社名の関係性が明らかになる書類を添付したうえで、提案書提出時点での社名で書類を作成してください。 なお、様式は不問とし、双方の社印の捺印を必要とします。</p>
34	—	—	—	<p>水、トイレ、駐車場、材料置場、廃棄物置場は無償にて借用可能でしょうか。</p>	<p>提案においては、これら工事仮設物は事業者において用意するものとして、費用も含めて提案してください。 実際の施工においては、詳細設計時に施設管理者と協議したうえで、対応を決定します。</p>